

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年12月27日（平成30年（行情）諮問第664号ないし同第666号）

答申日：令和元年8月2日（令和元年度（行情）答申第159号ないし同第161号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件

特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件

特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の4欄に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年9月7日付け愛労発基0907第1号ないし同第3号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分を取り消すとの決定を求める。

開示された文書中において、事業場名の欄が不開示とされている事業場において、全てではないが、法5条2号イないしは6号ホに該当せず、本来、不開示にはならない事業場名の部分も不開示として処分されている可能性がある。

監督重点対象区分の欄が不開示とされているが、法5条6号柱書き及びイに該当せず、本来、開示される情報である。

平成27年3月27日に内閣総理大臣は国会で「是正をした段階で（企業名を）公表する必要があると考えています。」と答弁をしている。これに対して企業名が公表されておらず、不作為の状況が継続している。本来、内閣総理大臣のこの国会答弁に基づき、適正に業務が行われ、是正をした企業名が公表されていれば、その企業については監督復命書の事業場名の欄も開示される事となるが、行政機関の不作為により開示されていない。法5条2号イないしは5条6号ホに該当するのではなく、不作為が不開示の理由である。

よって、審査を請求する。

(2) 意見書

ア 国会での答弁

平成27年3月27日の参議院予算委員会において、内閣総理大臣は「是正を指導した段階で、公表する必要があると考えています。」と答弁をしている。

しかし、平成31年1月までに3件（千葉・愛知・東京？）しか公表されていない。

（中略）

審査請求人は、クレーマーと言われぬように、この答弁を大義名分として今後争いたい。

イ 司法事件情報一覧表との比較

司法事件情報一覧表では、署長の権限・判断で約半分の事業場名が公表され、開示されている。

これに比べると、行政指導後の事業場名の公表においては、都道府県労働局長の権限があまりにも弱すぎる。署長の下に局長が位置しているようである。

過去、司法事件情報一覧表では厚生労働省本省に開示請求も行っている。

今回、監督復命書整理簿は、最初、厚生労働省本省に開示請求をしようとしたが、個別に事業場名公表を各都道府県労働局（以下「都道府県労働局」は「労働局」という。）に要求してみてその反応を見たいため、労働局に開示請求を行った。

司法事件情報一覧表では厚生労働省本省のフィルターで開示・不開示が判断されていた。今回、各労働局の開示状況もほぼ同じように開示・不開示の判断がされることを想定していたが、想定外で各労働局のフィルターは形状がかなり異なるようで、開示状況では異なる結果が見られた。

ウ （略）

エ 開示状況

開示請求は別々であるが、状況が比較しやすいので意見書は1件にまとめて出すこととしました。

(ア) 秋田労働局 特定労働基準監督署 (以下「労働基準監督署」は「監督署」という。) 分

平成27年度 総件数900件 事業場名開示2件

平成28年度 総件数745件 事業場名開示0件 備考欄不開示3件

平成29年度 総件数964件 事業場名開示5件 備考欄不開示5件

(イ) 愛知労働局 特定監督署分

平成27年度 総件数702件 事業場名開示0件

平成28年度 総件数1118件 事業場名開示0件 特定事業場1件不開示? (あるはずです。)

平成29年度 総件数902件 事業場名開示0件 特定事業場1件不開示? (あるはずです。)

(ウ) 北海道労働局 特定監督署分

平成27年度 総件数1067件 事業場名開示3件 署長判決欄, 完結の有無欄不開示3件

平成28年度 総件数1382件 事業場名開示0件 監督重点対象区分欄開示15件

平成29年度 総件数1383件 事業場名開示1件 署長判決欄, 完結の有無欄不開示1件 備考欄不開示10件

これ以外の労働局から開示された文書で、監督重点対象区分欄、署長判決欄、完結の有無欄、備考欄を開示している局もあります。

この中には、民間企業で行政指導を受けたことを公表している企業も含まれているはずですが、事業場名欄は開示されていません。どこの事業場が公表しているかについては、現時点では不開示としておきます (原文ママ)。

オ 特定大学特定学部特定教授の論文

特定インターネットアドレスで、都道府県及び政令指定都市に開示請求書を提出することにより是正勧告書入手したとの記載がある。

(中略)

国の情報公開では開示請求するだけで手数料300円と切手代82円がかかり、文書で請求しなければならないが、都道府県、市町村の情報公開は通常、電子メール・ファクシミリで開示請求が行える。また、請求時の手数料は無料である。つまり、開示請求先のリストを作成して、是正勧告書があるなしに係わらず一斉請求を行えばよいことがわかった。なければ不存在・あればはじめて手数料と送料

を支払って写しを受け取ればよい。

この論文では、労働局に監督署の行政指導文書の控を開示請求しても、開示されないとある。単に●●病院への是正勧告書の控と開示請求しても不開示になるが、事前に都道府県及び政令指定都市から是正勧告書を入手しておき、開示請求時に、あらかじめ入手した是正勧告書を添付して、この是正勧告書の控と文書を特定して開示請求すれば開示に持ち込める。そんなことをしても何の意味もないと思うかも知れませんが、あるのです。もう一回同じ文書を今度は添付しないで開示請求をするのです。その先はどうなるのでしょうか？

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年7月19日付け(同月23日受付)で処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年9月26日付け(同月28日受付)で各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

各審査請求について、原処分は妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求を受けて、愛知労働局特定監督署において、特定期間を実施した監督指導についての監督復命書の情報を一覧にした監督復命書整理簿を本件対象文書として特定した。

(2) 監督復命書整理簿について

労働基準監督官が臨検監督指導を行ったとき、監督結果に係る情報を監督署長に復命するための監督復命書を作成する。監督復命書の情報を一覧にしたものが監督復命書整理簿である。

監督復命書整理簿には、①標題、②総件数、③No.、④監督種別、⑤整理番号、⑥監督等年月日、⑦監督重点対象区分、⑧労働保険番号、⑨事業場名、⑩業種、⑪署長判決、⑫完結の有無、⑬監督官氏名及び⑭備考の各記載欄がある。

(3) 原処分における不開示部分について

原処分においては、上記(2)の記載事項のうち、④監督種別、⑦監督重点対象区分、⑧労働保険番号、⑨事業場名を不開示としている。

(4) 不開示情報該当性について

ア 法5条2号イ及び6号ホの不開示情報該当性

⑧労働保険番号及び⑨事業場名は、特定事業場の情報であり、これらが公にされた場合、当該事業場に対して監督指導が実施されたことが明らかになる。監督指導とは、主体的、計画的に対象事業場を選定して実施するほか、労働者からの申告や労働災害の発生により実施するものである。定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）等では、平成27年には69.1%、平成28年には66.8%、平成29年には68.3%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められている。また、本件開示請求の対象期間内となる平成27年ないし同29年においては、11月を「過重労働解消キャンペーン」とし、長時間の過重労働による過労死に関する労災請求があった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場等に対し、集中的に監督指導等を実施する旨が広報されている。

このため、監督指導が実施された事実のみをもって当該事業場に対する信用を低下させ得るものであり、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人については法5条2号イの不開示情報に該当し、また、独立行政法人及び地方公共団体が経営する企業等については法5条6号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号柱書き及びイの不開示情報該当性

(ア) ④監督種別欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督又は再監督の5種類のいずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督指導年月日や業種が開示されていることから、監督を受けた事業者において、当該事業場に対して行われた監督指導が労働者からの申告に基づくものであることが明らかとなり、当該事業場の労働者のうち、いずれの者が申告をしたのかといった、いわゆる「犯人探し」が行われるおそれがある。その結果、労働者は、申告を行うことにより自らに不利益な取扱いが及ぶことをおそれて、申告をちゅうちょするおそれがある。

また、④監督種別欄について、申告監督の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は申告監督であることが明らかになるので、申告監督以外の場合も含め、監督種別に係る情報全てを不開示とすることが必要である。

(イ) ⑦監督重点対象区分欄には、監督種別が定期監督の場合に限り、各労働局、監督署で定めた監督指導における重点対象区分を記載す

ることとされている。このため、その記載内容を公にすると、当該監督が定期監督であること及び当該定期監督が何を主眼として実施したものが明らかになり、事業場において労働関係法令違反の隠蔽を行うことなどを助長するおそれが生じることとなる。

また、⑦監督重点対象区分欄について、記載がある場合のみ不開示とすると、空欄については、直近に災害の発生がない場合には申告監督であることが明らかになるので、その記載の有無にかかわらず不開示とすることが必要である。

(ウ) 以上により、これらが公にされた場合、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号柱書き及びイに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「本来、不開示にはならない事業場名の部分も不開示として処分されている可能性がある」等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(4)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月27日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第664号ないし同第666号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成31年1月17日 審議（同上）
- ④ 同年2月12日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑤ 同年4月15日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 令和元年7月31日 平成30年（行情）諮問第664号ないし同第666号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別表の4欄に掲げる各文書である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条2号イ並びに6号柱書き、イ及びホに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、

審査請求人は、「事業場名」及び「監督重点対象区分」の各欄の不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、審査請求人が開示すべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 「事業場名」欄

ア 文書3のNo. 424には、特定監督署が監督指導を行った事業場名が記載されているが、当該事業場は地方公共団体であり、法5条2号イ及び6号ホのいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

イ その余の部分については、原処分において「署長判決」欄や「完結の有無」欄が開示されているところ、事業場名を公にすると、それらの事業場に対する監督指導の結果等が明らかになることから、取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、当審査会事務局職員をして厚生労働省及び愛知労働局のウェブサイトを確認させたところ、これら監督を受けた事業場名を特定し得る情報は記載されていなかった。

したがって、当該部分は、法5条2号に規定する法人等の事業場については同号イに、その余の法人等の事業場については同条6号ホにそれぞれ該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 「監督重点対象区分」欄

ア 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）イ）において、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分には、監督種別が定期監督の場合に限り、各労働局、監督署で定めた監督指導における重点対象区分を記載することとされている。このため、その記載内容を公にすると、当該監督が定期監督であること及び当該定期監督が何を主眼として実施したものが明らかになり、事業場において労働関係法令違反の隠蔽を行うことなどを助長するおそれが生じることとなる。

また、記載がある欄のみ不開示とすると、空欄については、直近に災害の発生がない場合には、申告監督であることが明らかとなり、原処分において監督指導年月日や業種が開示されていることから、監督を受けた事業者において、当該事業場の労働者のうち、いずれの者が申告をしたのかといった、いわゆる「犯人探し」が行われるおそれがある。その結果、労働者は、申告を行うことにより自らに不利益な取扱いが及ぶことをおそれて、申告をちゅうちょするおそれがある。このため、当該部分については、記載の有無にかかわら

ず不開示とすることが必要である。

以上により、これが公にされた場合、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号柱書き及びイに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、監督の種類が定期監督の場合に限り「監督重点対象区分」欄が記載されていると認められるところから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが分かることとなる等の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすると、労働基準監督機関の監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められ、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

開示請求者は、本件各開示請求書において、「特定年度 特定労働基準監督署の監督復命書索引簿（あるいは、監督復命書整理簿、監督復命書台帳、監督復命書一覧表に相当する文書）」の開示を求めているところ、本件各開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄には、別表の4欄のとおり記載されており、開示請求者が開示を求める文書の一部のみを特定したかのような誤解を招く記載となっている。本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、「平成29年度 特定労働基準監督署の監督復命書整理簿」等の具体的に特定した文書名を端的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ並びに6号柱書き、イ及びホに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ並びに6号イ及びホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号イ及び6号ホに該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

1 文書	2 原処分	3 諮問 番号	4 本件対象文書	5 開示すべき部分
文書 1	原処分 1	平成30年（行情）諮問第664号	平成29年度 特定労働基準監督署の監督復命書索引簿（あるいは、監督復命書整理簿，監督復命書台帳，監督復命書一覧表に相当する文書）のうち，平成29年度 特定労働基準監督署の監督復命書整理簿	
文書 2	原処分 2	平成30年（行情）諮問第665号	平成28年度 特定労働基準監督署の監督復命書索引簿（あるいは、監督復命書整理簿，監督復命書台帳，監督復命書一覧表に相当する文書）のうち，平成28年度 特定労働基準監督署の監督復命書整理簿	
文書 3	原処分 3	平成30年（行情）諮問第666号	平成27年度 特定労働基準監督署の監督復命書索引簿（あるいは、監督復命書整理簿，監督復命書台帳，監督復命書一覧表に相当する文書）のうち，平成27年度 特定労働基準監督署の監督復命書整理簿	No. 424の「事業場名」欄の部分